

事務連絡
令和元年12月5日

各都道府県・政令指定都市
放置自転車対策 主管課（室）長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（交通安全対策担当）

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用の徴収又は収納の事務の私人への委託について

平素より、政府の交通安全対策にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に基づく放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用の徴収又は収納の事務について、私人に委託することが可能であることを明確化する旨の提案がありました。

本提案につきましては、市町村長が、法第6条第5項の規定に基づき、放置自転車等の返還を求める者から、当該自転車等と引き換えに、その撤去及び保管等に要した費用に係る対価として料金を徴収又は収納する場合において、当該料金は地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の「手数料」として整理することができ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第2号に基づき、私人に当該料金の徴収又は収納の事務を委託することが可能であることについてお知らせいたします。

なお、本件につきましては、総務省自治行政局と協議済みであることを申し添えます。

各都道府県におかれましては、管内の政令指定都市を除く市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（交通安全対策担当）付
交通安全企画第1担当
住 所：東京都千代田区永田町1-6-1
T E L：03-5253-2111（内線38272・38273）
03-6257-1448（直通）